

【令和８年第３回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和８年１０月１３日 総務委員長 石田 康博

○「議案第１１２号 川崎市川崎市民館・労働会館条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊使用料改定と住民福祉の増進との関係について

市民館及び労働会館の運営に係る経費は公費により負担しているが、施設利用者は特定のサービスを受けていることから、その一部を利用者に負担してもらう必要があり、利用者と非利用者との負担の公平性・公正性を確保するため、受益者負担の適正化を図るものである。

＊市民から使用料・手数料の引上げを求める意見の有無について

使用料・手数料設定に当たり市民意見を募集したが、料金引上げを求める意見は特になかった。

＊物価高騰下における使用料・手数料改定に係る考え方について

今回の見直しは、使用料・手数料設定基準に基づき全庁的に実施するものであり、受益者負担の適正化は、本来利用者が負担すべきサービスの対価について公費で補っている部分を適正に負担してもらうものであることから、物価高騰下においても必要な取組である。

《意見》

＊物価高騰下において公共施設の利用料金を引き上げるべきではなく、誰もが利用しやすい料金水準を維持することが自治体の役割であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１３０号 川崎市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」

《主な質疑・答弁等》

＊川崎市情報公開・個人情報保護審査会の独立性の確保について

本審査会は、公文書開示請求及び保有個人情報開示請求等に係る審査請求について、市長からの諮問を受け、専門的かつ第三者的な立場から調査審議を行う附属機関であり、委員は独立した立場で審議を行い、市は事務局として関与するのみであることから、制度上独立性は確保されている。

＊新任委員の選任経緯について

新任委員３名はいずれも弁護士であり、２名は神奈川県弁護士会からの推薦によるもの、１名は前任委員から推薦された、神奈川県弁護士会以外の弁護士会所属の弁護士である。市が特定の人物を選定したものではなく、客観性を確保した選任手続となっている。

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第 131 号 川崎市土地利用審査会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第 133 号 令和 8 年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 高等専門学校設置事業費の内容について

高等専門学校の設置に向けた、事業全体の枠組みの検討、法的課題に関する整理、設置認可申請に必要な基礎資料の作成支援、関係機関との調整及び設立準備委員会の運営支援等を委託するための経費である。

* 高等専門学校の設置主体及び設置場所について

現時点では、民設民営による設置を想定しており、川崎総合科学高等学校の敷地及び校舎を活用する方向で検討を進めている。

《意見》

* 川崎総合科学高等学校の廃校を前提として高等専門学校の設置準備が進められていることは問題であり、高等専門学校設置事業費について反対の立場であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決